〈2〉防衛装備移転に関連する最近の動きについて

CISTEC

防衛装備に関連して、9月から10月にかけて、次のようなまとまった動きがありましたので、概略をご紹介します。

- ① 「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年 次報告書」の公表(経産省。10月15日)
- ②防衛装備庁の発足(防衛省。10月1日)
- ③安全保障技術研究推進制度による案件公募結果 の発表(防衛省。9月25日)
- ④防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討 会」報告書の公表(防衛省。9月30日)
- ⑤ 「防衛産業政策の実行に向けた提言」の公表 (経団連。9月15日)

1 「防衛装備の海外移転の許可の状況に 関する年次報告書」の公表

(1) 概要

これは、防衛装備移転三原則の運用指針(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)により、経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成することとされていることに基づくものです。これは、昨年度、外為法に基づき経済産業大臣が行った防衛装備の海外移転の許可の状況を取りまとめたもので、運用指針決定後、初の報告書です。詳細は、公表資料を【資料】として、別途、本号に掲載していますので、ご参照ください。

(2) 許可件数の内訳

平成26年度に、経済産業大臣が行った防衛装備の海外移転の個別許可は1,841件です。これらを運用指針の類型に沿って分類すると下記のとおりであり、これらの案件の9割以上が自衛隊の装備品の修

理等のためのもの(いわゆる武器のクレーム輸出) です(「自衛隊等の活動又は邦人の安全確保のため に必要なもの」)。

- ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合(49件)
- ②我が国の安全保障に資する場合(1.731件)
 - ・国際共同開発・生産に関するもの(12件)
 - ・安全保障・防衛力の強化に資するもの(5 件)
 - ・衛隊等の活動又は邦人の安全確保のために必要なもの(1,714件)
- ③我が国の安全保障上の観点からの影響が極めて 小さい場合(61件)

(3) 旧武器輸出三原則下での例外等に該当するものがほとんど

これらは、旧武器輸出三原則が適用されていた際に、「武器輸出三原則等によらない」とする個別の例外措置に当たるものや、例外措置によるまでもなく認められていた案件がほとんどです(個別の例外措置に当たるものは57件)。

また、個別許可とは別途、包括許可に基づく移転 もありますが、これらも従来通りの、演習等包括、 自衛隊包括、特別返品等包括等、自衛隊及び装備品 企業の日常的な業務に関するものがすべてです。

(4) 新規の米国、英国向け案件

以上のような旧三原則の下での運用で認められる ものがほとんどでしたが、新規の案件として、以下 の米国、英国への移転案件が、国家安全保障会議決 定に基づき、昨年7月17日付けで「移転を認め得る 案件」に該当することが確認され、その旨公表され ています。 ①ペトリオットPAC-2の部品(シーカージャイロ)の米国への移転について

これは、我が国がライセンス生産を行っているペトリオットPAC-2の部品であるシーカージャイロの我が国から米国のライセンス元への移転案件です。

「ペトリオットPAC-2は、航空機等を迎撃するために米国が開発した地対空誘導弾であり、我が国においては、平成4年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー(目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置)に組み込まれている部品(全長約6cm)であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。」とされています。

②英国との共同研究のためのシーカーに関する技術 情報の移転について

これは、「英国のミサイル関連技術と日本のシーカー(目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置)技術を組み合わせることにより誘導能力を向上させた空対空ミサイルの技術的実現可能性及び有効性について、シミュレーションにより分析を実施する」という日英共同研究に基づくものです。

防衛装備移転三原則に基づいて国家安全保障会議で移転を認め得るとされた個別案件の許可件数は1件と公表されていますが、それはこの英国向けの案件です。

(5) G-Gベースによるものがほぼすべて一民間 ベースの案件はこれから

今回公表された年次報告書における諸案件は、武器輸出三原則の個別例外化によるものと同様、政府主導のG-Gベースによるものばかりですが、今後、民間企業が自主的に対応する内外の展示会や個別の商談等を通じて、我が国の安全保障に積極的意義があるものとして国際共同開発・生産が認められていくものが出てくると思われます。海外企業からのアプローチも活発化していくものと思われますが、海外移転を推進するのかどうかは企業判断によりますし、また、防衛装備移転三原則に即して認め

られるものかどうかの政府の判断も必要となるものの、それらの最終判断に至る前の、展示会や商談といった初期的段階における外為法上の手続きが円滑になされるような環境整備が必要となってきます。 国際レジームや欧米の制度運用状況も踏まえつつ、汎用品での蓄積を活かした手続き的環境整備が促進されることが期待されるところです。

2 防衛装備庁の発足

(1) 概要

平成27年6月10日に、防衛装備庁設置を柱とする 改正防衛省設置法が成立したことを受け、同庁が10 月1日より発足しています。

防衛装備庁は、従来の組織である、経理装備局の 装備グループ、各幕僚監部の装備品調達部門、装備 施設本部、技術研究本部を集約・統合したもので、 職員数は約1,800名(事務官・技官等約1,400名、自 衛官約400名)とされています。

(2) 防衛装備庁の任務

任務としては、次の5つの柱が掲げられていま す。

- ①防衛装備品の効率的な取得(プロジェクト管 理)
- ②諸外国との防衛装備・技術協力の強化
- ③技術力の強化と運用ニーズの円滑・迅速な反映
- ④防衛生産・技術基盤の維持強化
- ⑤コスト削減の取り組みと監察・監査機能の強化

(3) 産業界との関係―先進的デュアルユース技術 の積極的な取組み等

これらの任務の説明においては、産業界とも関係がある点としては、防衛装備移転三原則に基づく米国その他諸国との防衛装備協力の推進、防衛生産・技術基盤としての人的、物的、技術的基盤の維持・強化、先進的デュアルユース技術の積極的な取組み、防衛装備品からのスピンオフを通じた産業全般への波及や国内雇用創出による経済波及効果等に言及されています。

防衛装備品の開発・生産を支える企業は、下請け も含めて数千社あると言われており、中小企業も含 めてこれらの多数の民間企業に防衛生産は支えられ ています。それらの企業が存続し、安定した基盤となることが必要となっています。防衛装備の輸出による生産規模を確保することや国際共同開発を行うことでコスト削減を図ることを目的としています。また、これまでも、軍事技術のスピンオフ、スピンオンという形で、一般産業界への波及、汎用技術の取込みがなされてきています。先進的汎用(デュアルユース)技術の取込みは、世界的趨勢であり、我が国の優れたハイテク技術・製品への注目は内外から集まるものと思われます。

(4) 安全保障技術研究推進制度の創設と案件の採 択

平成26年12月に政府決定された「国家安全保障戦略」においては、産学官連携による防衛関連の技術開発の促進を謳っています。その政府方針を踏まえて、今年度から新たに「安全保障技術研究推進制度」が創設され、7月に案件公募がなされ、応募総数109課題のうち9課題を9月に採択しています。

採択9件の組織別内訳としては、独立行政法人3件、企業2件、大学4件となっています。本制度については、大学側において、従来一部大学でみられた「軍事研究の禁止」方針との関係でかなりの議論もあるようであり、実際にどの程度応募がなされるのか注目されましたが、実際には過半数が大学からの応募が占めるという結果となりました。109件のうち、大学が53%、公的研究機関20%、企業27%という内訳となっています。

防衛省側でも、研究開発成果の積極的公開を推奨するとともに、研究で得た知的財産を研究実施機関に帰属させることとするなど(産業技術力強化法第19条(日本版バイドール規定)を踏まえた一定の条件を付する)、応募がしやすいような公募条件としているようです(これは、軍事研究=秘密研究というイメージからくる懸念を払拭するためだろうとも想像されます。

※本制度の概要や採択状況等は、CISTECジャーナルの本号で別途、防衛装備庁に寄稿していただいていますので、ご参照ください。

3 「防衛装備・技術移転に係る諸課題に 関する検討会」報告書の公表

(1) 概要

防衛省では、平成26年4月実施の防衛装備移転三原則、同6月の防衛生産・技術基盤戦略を踏まえて、同盟国、友好国との防衛装備・技術協力の促進のための諸課題を整理するため、同年12月より、防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会を発足させています(座長:白石隆・政策研究大学院大学学長)。ほぼ毎月開催され、防衛関連産業からのヒアリング、公的金融の活用等に関するヒアリング、安全保障貿易管理とデュアルユース技術等に関するヒアリング、諸外国の機構・事例の検討等、7回の会合を経て、本年9月末に報告書をまとめ、公表しました。

なお、経団連は、9月15日付けで、「防衛産業政策の実行に向けた提言」を公表しており、防衛生産を担う民間サイドの立場から要望、提言を行っています。防衛省の検討会の報告書は、これらの経団連要望も踏まえたものとなっていると思われます。

(2) 報告書の構成

構成は、次のように3章と付言から成っています。 第1章 防衛装備・技術協力の戦略的な方針 第2章 防衛装備・技術協力の態様と政府によ る関与

第3章 防衛装備・技術協力を実施する上での 課題と対応策

付言 さらに検討を進めるべき課題

このうち、第3章では、防衛装備・技術協力に当 たっての政府の関与、支援、連携等のための課題と 対応の方向性を列挙しています。

- ·情報収集 · 案件形成
- ・政府間の枠組み構築
- ・装備品の開発・生産等
- ・移転に伴う運用情報や技術の開示
- ・自衛隊用資機材等の提供
- ・移転事業を実施する企業の事業環境整備
- ・安全性の証明
- ・維持・整備や教育に係る協力
- ・自衛隊所有の装備品供与
- ・デュアルユース技術への対応と機微管理

(3)「デュアルユース技術への対応と機微管理」に 係る課題と対応

我が国の優れたデュアルユース技術の対応、管理 については、従来の防衛産業だけでなく、民生品・ 技術を開発・生産している一般民生企業にとって も、関心の深い部分と思われます。報告書で提言さ れている対応の方向性の部分を抜粋します。

- ○諸外国の技術レベルを踏まえ、我が国が管理すべき防衛関連技術やデュアルユース技術を概定し、防衛装備品の能力向上に資するデュアルユース技術の特定やデュアルユース技術の機微性を迅速に評価できる体制を構築する必要がある。
- ○我が国の保有する防衛関連技術及びデュアル ユース技術の他国に対する技術レベルの高低な どの位置付けを適切に把握するために、専門知 識を持つ者を海外へ派遣することも含め、国内 外の大学、研究機関、企業などの技術情報を長 期的かつ包括的に収集する必要がある。
- ○安全保障上重要な先端的技術について、我が国の優位性を確保するためには国内における技術 基盤の維持・育成が重要であることから、他府 省が推進する国内先進技術育成施策との連携を 強化するとともに、安全保障技術研究推進制度 についてもより一層拡充する必要がある。
- ○機微技術の管理に係る情報を分析整理する体制 の構築や関係職員のキャリアパスの整備を含 め、専門的知見を有する人材を育成していくと ともに、防衛装備品の能力向上の度合等を適切 に見積もることのできる能力を強化する必要が ある。
- ○デュアルユース技術の軍事的側面からの機微性 評価について、経済産業省を始めとする他府省 と情報を共有するなど連携を図る必要がある。
- ○将来の装備品において重要な構成要素となり得るデュアルユース技術を守るためにも、国際輸出管理レジームへの関与や米国DTSA等各国の関係機関との協力を強化していく必要がある。
- ○ダウングレードやリバースエンジニアリング対策の具体的方策について検討が必要で、ある。
- ○スピンオン—スピンオフのサイクルを効果的・ 効率的に発生させる施策について関係府省と連

携して検討する必要がある。

いずれの項目も重要だということはよくわかります。ただ、これまで長期間にわたって、我が国の経済官庁、一般企業とも、武器の開発、生産、輸出とは無縁であり、民生技術の防衛装備への応用可能性、機微度についての知見が乏しかった中で、ここに掲げられている課題に対応していくことは、一朝一夕にできることではなく、地道な努力が必要と思われます。

安全保障輸出管理を実効的に行うには、現代では どういう戦い方がなされて(直接間接を含めて)、 そのためにはどういう装備機能が必要で、更にそれ を達成するためにはどういう製品・技術が必要に なってくるのか? ということまで理解することが 本来望ましいですし、国際レジームで規制対象と なっている品目・技術の管理をするためにも、それ らが具体的に武器のどこに使われるのか、どう機微 なのか等の知見が蓄積されていることが望ましいと ころです。しかし、大量破壊兵器に関してはもちろ ん、通常兵器に関しても知見の蓄積が乏しいことは 否定できません。これらの点についての知見の蓄積 が、官民双方で相互にシェアされることが、安全保 障輸出管理の実効性確保のためにも有効ですので、 その進展に期待したいところです。

そして、安全保障輸出管理の前提となるのが、自社内の技術の評価と管理であり、自社がどういう技術を保有し、どの技術をどの程度守るべきなのかを把握し評価することが必要と思われます。その技術の移転の適否についての様々な観点からの判断がなされた上で、それを守るために、安全保障輸出管理があり、営業秘密の管理その他の知財対策があり、サイバーセキュリティの構築があり、その他<u>意図せざる機微技術の流出防止措置</u>がある、ということになります。

安全保障輸出管理だけで機微技術を守ることはできず、より広く、「科学技術安全保障」という視点に立った総合的な対応が、汎用技術の世界では重要となっていますが、防衛装備の世界でも同様と思われます。